

## **[事案 29-21] 転換契約無効請求**

・平成 29 年 9 月 28 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集人に更新する意思を伝えていたにもかかわらず、契約転換させられたとして、契約転換の取消し、転換前契約の復旧および転換前契約の更新手続きを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 19 年 4 月に契約した介護保険について、平成 28 年 11 月に組立型保険に転換したが、募集人に転換するつもりはなく、既契約を更新する旨の意思を伝えていたのに、本契約転換の内容は全く説明されず、意向を無視して契約転換させられたので、契約転換の取消し、転換前契約の復旧および転換前契約の更新手続きを行ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

募集人は、申立人から、更新する意向は聞いておらず、更新プランと転換プランを提示したところ、申立人が転換プランを選択したため、設計書等に基づき本契約転換の内容を説明しているのに、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人が申立人の更新の意向を無視して契約転換を勧めたことや募集人の説明不十分は認められないことから、契約転換の取消し、転換前契約の復旧および転換前契約の更新手続きは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。